

少年事件簡易送致処理要綱について

(平成17年8月19日例規少第47号)

簡易送致に係る事務処理その他少年事件の簡易送致事務に関する必要な手続を定めたもので、主な規定項目は次のとおりである。

簡易送致に使用する書類

簡易送致基準

運用上の留意事項